

## 一般社団法人ツーリズムとよた補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般社団法人ツーリズムとよた（以下「この法人」という。）に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、この法人に対して事業に必要な経費を補助することにより、本市の有する地域資源の魅力を引き出し、その質の向上を図り、観光客の誘致促進により地域経済の活性化に結び付けることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）はこの法人が行う事業で次に掲げるものとする。

- (1) 一般事務管理運営事業  
この法人の管理運営のために行う事業
- (2) 地域団体等連携事業  
広域・地域との連携強化を図るために行う事業
- (3) 調査・戦略策定事業  
各種調査を行い、顧客ニーズや動向を把握し、戦略立案のために行う事業
- (4) 観光資源開発事業  
調査・戦略に基づき、観光資源の発掘や、魅力的なコンテンツへの磨き上げのために行う事業
- (5) プロモーション事業  
観光商品を販売できる流通経路の開拓及び国内外への広報宣伝等、豊田市の観光をプロモーションするために行う事業
- (6) 受入環境整備事業  
豊田市を訪問する顧客をもてなし、満足度を高めるために行う事業
- (7) 観光案内所管理運営事業  
観光案内所の管理運営のために行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費を補助基準額とし、この法人の財務状況及び事業計画等を考慮した上で、毎年度予算の範囲内において定める。

2 前条に規定する補助対象経費のうち、収益事業への従事に係る経費がある場合は、市長が補助対象経費と認めたものを除き、補助金額から控除するものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度6月末日までに行わなければならない。

2 この法人は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の方法)

第7条 補助金は、概算払により、年4回以内に分けて交付するものとする。

(実績報告)

第8条 この法人は、補助事業等が完了(廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(規則様式第5号)に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

2 この法人は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 この法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全

部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第4条関係）

補 助 対 象 経 費

補助対象事業	補助対象経費
一般事務管理運営事業	報酬 給与（給料、賞与及び手当（通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の諸手当）をいう。） 奨励金 社会保険料及び福利厚生費等に係る事業主負担金 退職給付引当資産取得経費 賃金（契約上の勤務時間に対する賃金、時間外、休日及び深夜の割増賃金）並びに通勤費
地域団体等連携事業	報償費 旅費（※注） 交際費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（※注）、印刷製本費、光熱水費、修繕料、賄材料費、医薬材料費及び金券類に係る需用費をいう。） 役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、火災保険料（イベントに係る保険料を含む。）、自動車損害保険料及び金券類に係る役務費をいう。） 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 工事請負費 負担金 原材料費 寄附金 公課費
調査・戦略策定事業	
観光資源開発事業	
プロモーション事業	
受入環境整備事業	
観光案内所管理運営事業	

※注 旅費及び食糧費については、別に内規に定める場合に限り、補助対象経費とする。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

豊田市長 様

報告者  
住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度 観光振興団体事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった  
年度 観光振興団体事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田  
市観光振興団体事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとお  
り報告します。

- 1 額の確定の通知額  
円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を差し引いた額）  
円
- 5 添付書類  
3の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が0円の場合でも提出すること。